

# お知らせ

次回の、平成23年第3回定例会県議会は、9月12日から10月4日までの23日間の会期日程で開催される予定です。

月日	曜	議 事 予 定
9.12	月	議会運営委員会 本会議(開会、知事提出議案説明)
13	火	議案調査
14	水	議案調査
15	木	議会運営委員会、本会議(代表質問・質疑)
16	金	議会運営委員会、本会議(代表質問・質疑)
17	土	
18	日	
19	月	(敬老の日)
20	火	議会運営委員会、本会議(一般質問・質疑)
21	水	議会運営委員会、本会議(一般質問・質疑)
22	木	議会運営委員会 本会議(一般質問・質疑、議案常任委員会付託)
23	金	(秋分の日)
24	土	
25	日	
26	月	常任委員会
27	火	常任委員会
28	水	議会運営委員会 本会議(予算関係議案常任委員長報告、 予算関係議案予算特別委員会再付託)
29	木	決算特別委員会
30	金	予算特別委員会
10.1	土	
2	日	
3	月	東日本大震災復興・元氣ないばらきづくり 調査特別委員会
4	火	議会運営委員会 本会議(委員長報告、採決、閉会)

## 議会人事

○情報委員会委員長が、六月六日に磯崎久喜雄議員から飯岡英之議員に交代しました。

委員長 磯崎久喜雄  
副委員長 田所 嘉徳  
委員 加藤 明良  
石川 多聞  
森田 悦男  
桜井 富夫

委員 石井 邦一  
常井 洋治  
鶴岡 正彦  
飯岡 英之  
鈴木 亮寛  
青山 大人  
飯田 智男  
田村けい子

六月十七日の第一回委員会では、東日本大震災による影響や震災からの復興とさらなる発展方策等について調査を進めるとの調査方針と、平成二十四年第三回定例会までに最終報告をまとめるとする活動計画など、委員会運営の基本的な事項を決定しました。

その後、道路や港湾、鉄道などのインフラ施設等の被害・復旧状況と今後の対応について調査、審議を行いました。

今後、東日本大震災からの復旧・復興と元氣ないばらきづくりのため、精力的に調査を行う予定です。

委員構成は、十六名で、次のとおりです。

このような中、本委員会は、本年第一回定例会において、元氣ないばらきづくり調査特別委員会として設置され、震災後に開催された第二回定例会において、調査事項に東日本大震災復興関連事項を加え、東日本大震災復興・元氣ないばらきづくり調査特別委員会に名称が改められました。

東日本大震災は、本県にも多大な影響を及ぼし、県内産業や生活基盤の発展にも大きな障害となつています。また、本県では、企業立地や製造品出荷額等が順調に推移してきましたが、現在、県内経済は厳しい状況が続いており、本県の優位性を活かして一層活力を高めていくことが求められています。

## 東日本大震災復興・元氣ないばらきづくり調査特別委員会 大震災からの復旧・復興とさらなる発展に向け活発に議論



名誉議員の称号を受ける山口武平氏(左)

## 県議会名誉議員称号の授与

六月六日に「茨城県議会名誉議員」(議員在職五十年以上の特別表彰を受けた議員が引退したときに贈られる)の称号が、今年一月に議員を引退した山口武平氏と関宗長氏(欠席)に贈られました。

## 意見書(要旨)

養護老人ホームの運営の支援拡充を求める意見書

国においては、養護老人ホーム入所者が文化的かつ健康的な生活が保障されるとともに、養護老人ホームの経営安定が図られるよう、以下の事項について十分な措置が講じられるよう強く要望する。

- 1 養護老人ホームは、措置費による運営がなされており、施設の改修や建て替え等における借入金償還については、措置費のうち民間施設給与等改善費として加算された額を限度とするなど制度上の規制があり、その財源の捻出に運営上大きな支障をきたしていることから、なお一層の規制の緩和を講じること。
- 2 養護老人ホームの措置(運営)費には、減価償却費が積算されておらず、また、入所者から居住費を徴収することがで

きないことなどから、施設において改修等に係る十分な資金を確保することが困難な状況にあるため、独立行政法人福祉医療機構からの借入について、次の事項の改善措置を講じること。

- (1) 現在80%を限度とされている融資率を引き上げること。
- (2) 現在20年以内とされている償還期間を延長すること。
- (3) 貸付利息に対する優遇措置のため、老朽民間社会福祉施設整備事業等一部整備事業にある無利子貸付制度の適用を認めること。

トンネルじん肺の根絶に向けた対策の徹底等を求める意見書

トンネルじん肺は、そのほとんどが公共工事によって発症する職業病であることから、早急に解決を図るべき重要な問題である。

よって、国においては、発注者及び施行者に対し適切な指導を行うとともに、トンネルじん肺防止及び被害者救済のため、下記対策を早急に講じられるよう強く要望する。

- 1 国は、平成十九年六月に調印した「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」に基づき、トンネルじん肺根絶のために「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の周知徹底を図ること。
- 2 じん肺に罹患したトンネル労働者に対する補償基金制度を創設すること。

震災からの復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書

東日本大震災からの本格的な復興は、大規模な補正予算を編成し、執行していくことが、被災者に安心を与え、自治体が躊躇なく的確な事業を実施することにつながる。政府及び国会においては、今般の未曾有の大災害から一刻も早い復興を実現するため、今国会での第二次補正予算の早期成立を強く要望する。

当面の電力需給対策に関する意見書

夏場の電力不足を前に予算措置を含めた電力需給対策を早急に打ち出すべきであり、政府及び国会においては、下記項目について速やかに実現を図るよう強く要望する。

- 1 自家発電設備、太陽光発電、蓄電池、太陽熱利用システムの導入補助を大幅に拡充すること。
- 2 LED照明設備の導入補助やエコポイント制度の復活等、国民に対して節電のメリットが実感できる施策を早急に実施すること。
- 3 稼働中の原子力発電所の災害対策について、政府として早急に指針を示し、安全対策を講じること。
- 4 電力需給の逼迫が長期化することを踏まえた、法制度の見直しや運用改善について早急に検討し、必要な事項を実施すること。

文化財の災害復旧費用の助成を求める意見書

東日本大震災は、文化財にも甚大な被害を及ぼしたが、被災した文化財を早急に復旧する必要がある。

国においては、被災した国登録文化財及び県・市町村指定文化財について、国指定文化財や重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の復旧費用と同等の助成をするとともに、復旧工事に必要な資材の調達や、職人の手配についても支援するよう強く要望する。

農林水産業施設の災害復旧に対する意見書

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律をはじめとする現行制度に基づく復旧対策では、震災前の状態に復旧するだけであり、その復旧にもなお多くの時間を費やすこととなることから、単なる現状復旧ではなく、日本の農林水産業基盤のモデルとなる構造改革や技術革新を進め、農林水産業の復興を図ることが重要である。

本県農林水産業の中長期的なあり方を見据えた必要な財政措置や法律の改正など、現行制度の枠を超えた、農林水産業のさらなる振興につながるような措置を講ずるよう強く要望する。

児童生徒の安全確保と保護者の不安解消に関する意見書

児童生徒の安全確保と保護者の不安解消をはかるため以下の取り組みを行うよう要望する。

- 1 学校校庭など児童生徒の安全対策を具の枠で講じているのではなく被害内容をも勘案したものとし全国に適用すること。
- 2 比較しやすく理解しやすい情報を提示すること。
- 3 学校給食、プールの安全基準を早急に示すこと。
- 4 本県内の学校において、毎時1マイクローンレベルを超える放射線量を測定し、表土を除去等する場合、福島県と同様、財政支援を行うこと。